

JSRA 公認インストラクター 認定制度規約

【本制度の趣旨】

日本区域麻酔学会認定ワークショップを通じた教育・啓発活動は、わが国における超音波ガイド下神経ブロック技術の普及・発展において非常に重要な役割を果たしている。一方で、本技術の適正な普及のためには同ワークショップにおけるインストラクターの質的・量的な充足・維持およびワークショップの適切な運営が不可欠である。本認定制度は、ある一定レベルの実績と技術および教育能力を有する麻酔科医に対して日本区域麻酔学会として公式にインストラクター認定を与えるものである。本制度により認定されたインストラクターが日本区域麻酔学会認定ワークショップの開催に寄与し、日本における超音波ガイド下神経ブロックの教育が高いレベルで継続することが期待される。

【申請方法と申請期間】

申請方法

申請者本人が所定の様式（日本区域麻酔学会ホームページ：以下ホームページ）により日本区域麻酔学会教育委員会（以下、教育委員会）に申請する。

申請期間

新規申請、更新申請ともに年一度の指定された申請期間中とする。告知はホームページにて行い、eメールなどでも通知する。

【認定審査と認定期間】

認定審査

教育委員会において、申請者が「認定基準」の全項目を満たし、申請者のインストラクター活動が認定に値すると判断されたとき、「JSRA 公認インストラクター」として認定する。

認定審査の結果は各申請者に郵送で行う。

認定期間

申請年度の翌年4月1日より、5年間とする（5年後の3月31日まで）。ただし、指導医の資格を更新できなかった場合、同時にJSRA公認インストラクター資格も喪失するものとする。

【新規認定基準】

申請時において以下の要件を満たすこととする。

- (1) 指導医であること。*1
- (2) 過去5年間に日本区域麻酔学会認定ハンズオンワークショップで合計10時間以上のコーディネーターあるいはインストラクター経験を有すること。*2
- (3) 2024年度認定までの特例措置：日本臨床麻酔学会教育インストラクター（神経ブロック）であること。*3, *4

*1：指導医を新規申請する際に JSRA 公認インストラクターも同年度に新規申請可能とするが、指導医として認定されることが JSRA 公認インストラクターの認定条件とする。

*2：日本区域麻酔学会認定ワークショップの講義を担当した場合、これは経験時間として算定できない。

*3：(3) を満たす場合は (2) は不要とする。

*4：2025 年度認定（2024 年度申請）から (3) は無効となり、(2) を満たす必要がある。

【更新認定基準】

申請時において以下の要件を満たすこととする。

- (1) 指導医であること。*5
- (2) 新規認定年度あるいは前回の更新認定年度から、今回の更新申請までの期間に、合計10時間以上の日本区域麻酔学会認定ワークショップにおいてコーディネーターあるいはインストラクター経験を有すること。*6

*5：指導医更新が認定されなければ、JSRA 公認インストラクター認定は更新されない。

*6：日本区域麻酔学会認定ワークショップの講義を担当した場合、これは経験時間として算定できない。

認定資格更新期限の延長

日本区域麻酔学会認定制度規則の「第9章 認定資格更新の延長」に則り指導医資格失効日が1年間延長された場合、JSRA 公認インストラクター資格失効日もこれに合わせて1年間延長することができる。